



第210号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 田宮 呉 策
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717.5910
定価 1部 20円

丙種はガソリン、灯油、重油など

各種手数料は2倍、第4石油類追加

消防法令改正の概要

消防法、危険物規制に関する政令、規則が大巾に改正されたが、その概要は次のようである。

今回の消防法改正要点は、①防火管理の徹底、②危険物の保安の確保、③救急業務体制の整備であるが、③の項目をとりあげてみると、主なものは

1. 危険物施設変更時の仮承認制度の新設
2. 危険物取扱者、保安監督者制度の整備確充
3. 危険物移送の監視
4. 危険物別表の整備
5. 危険物施設の位置、構造基準の整備

がある。

1. 危険物施設変更時の仮承認制度

現行法では、危険物施設の位置、構造、設備の変更をする場合、変更の完成検査が完了するまで、その施設全部が使用できないことになっていたが、このような場合、仮承認を受けると、変更工事に係る以外の部分を使用できることになった。しかし今のところこの承認を受けるとする手続方法(様式等)が明確でない。

2. 危険物取扱者、保安の監督者

危険物取扱主任者免状が危険物取扱者免状となり、現行法では主任者免状を取得しても主任者に選任されない限り、無資格と同等の扱いを受けていたが、取扱者免状を取得した者はすべて危険物を取扱うことができるようになった。又現行法では、取扱主任者の職務の一つである施設の保安の監督は、保安の監督者を選任させてこの者にさせる

ようになった。

免状の種類には現行の甲種、乙種に丙種が追加され、又危険物施設で危険物を取扱う取扱者は5年以内ごとに講習をうけなければならない。

① 危険物取扱者

危険物取扱者は甲種、乙種、丙種の3種類に分類されそれぞれの試験に合格して免状の交付を受けた者である。

危険物施設では、甲種、乙種、又は丙種の取扱者は、その取扱いができる範囲内の危険物について取扱い作業ができ、甲種又は乙種取扱者は無資格者の取扱いに際しその立会い監督もできる。(丙種は立会いができない)

② 丙種危険物取扱者

丙種の取扱いができる危険物は、ガソリン、灯油、軽油、重油、第4石油類及び動植物油類である。(スピンドル油のような重油以外の第3石油類、第6類の濃硫酸等は取扱いができない)

丙種も試験制度により免状の交付が行われるが、受験資格はなく試験の科目は乙種第4類より縮小される。

試験科目をみると、イ. 燃焼消火の基礎知識(乙種4類では基礎物理、化学と燃焼消火の基礎理論、ロ. 丙種関係危険物についての各論(乙種4類より範囲が少くなる)ハ. 危険物関係法令

③ 保安の監督者

危険物製造所等の所有者等は、製造所等(一部の製造所等は除かれる)の危険物取扱作業に関し、保安の監督者を選任してその保安の監督をさせなければならない。又、選任したとき、選任届を提出することは従来と同じである。

その保安監督者には甲種又は乙種(関係のある)取扱

者しかなることができない。

保安の監督者を定めなくてもよい施設は、次のとおりである。

- イ. 引火点 40°C 以上の危険物を指定数量の30倍以下貯蔵する屋内貯蔵所、地下タンク貯蔵所
- ロ. 引火点 40°C 以上の危険物を貯蔵する屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所
- ハ. 移動タンク貯蔵所
- ニ. 30倍以下の屋外貯蔵所
- ホ. 引火点 40°C 以上の危険物の第一、第二種販売取扱所
- ヘ. 引火点 40°C 以上の危険物、30倍以下で（ボイラー、バーナー、その他これに類する装置で危険物を消費するもの、又は、危険物を容器に詰め替えるもの）の一般取扱所。

④ 免状の書換

免状の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく居住地又は勤務地を管轄する都道府県知事に書換申請をしなければならないが、その記載事項から現住所が抹消されたので、今後氏名、本籍地を変えたときのみ変更すればよい。

⑤ 危険物取扱者の講習

危険物製造所等で危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は免状の交付をうけた日から5年以内に講習を受けなければならない。その講習は都道府県、市町村長又はその他の機関（詳細未定）が実施する。

3. 危険物移送の強化

危険物移動タンク貯蔵所（タンクローリー）で危険物を運搬するときをとくに危険物の移送とし、移送の方法を強化した。すなわち、取扱者の乗務、免状、検査済証の掲帯義務、その他特定運送時の強化をはじめ消防吏員の走行中のタンクローリー停止権限の明確化がおこなわれた。

① 危険物取扱者の乗務と免状掲帯

移動タンクで危険物を移送するときは、移送する危険物に該当する取扱者（甲種、乙種又は丙種）を乗車させなければならない。乗車する取扱者は免状を掲帯し、危険物の保安の確保について注意をはらわなければならない。

② 完成検査済の備付

移動タンクには常時新様式による完成検査済証を備えなければならない。

③ その他

長距離（別途規定）にわたり危険物を移送するときは、2人以上の運転要員を確保し、又、アルキルアルミニウム等の特定危険物を移送するときは、移送の経路等の必要事項を青面で開催消防機関に送付しなければなら

ない。

④ 消防吏員による停車権限

消防吏員又は警察官は、危険物移送時、火災防止のためとくに必要があると認めるときは、走行中のタンクローリーを停車させ、乗車している取扱者に取扱者免状の提示を求めることができる。

4. 別表の整備

主として第4類の品名整備が行われ、その結果引火点の低いものは従前の20°Cから40°Cと液状判定の温度が引き上げられ、又第3石油類のうち引火点の高いものを第4石油類として規制されることになった。

① 特殊引火物（指定数量50立）

エーテル、二硫化炭素、コロジオン、アセトアルデヒド、その他これに類する引火性物品で、1気圧のもと20°Cから40°C以下で液状となるもので、着火温度が100°C以下か、又は引火点が20°C以下で沸点が40°C以下のものをいう。

特殊引火物の主なものをあげると次のとおりである。

- ▷ペンタン（沸点36°C、引火点-48°C）
- ▷イソペンタン（沸点28°C、引火点-51°C）
- ▷イソブレン（沸点34°C、引火点-54°C）
- ▷酸化プロピレン（沸点35°C、引火点-37°C）
- ▷ジビニルエーテル（沸点39°C、引火点-30°C）
- ▷エチルエーテル（沸点35°C、引火点-45°C）
- ▷塩化イソプロピル（沸点35°C、引火点-32°C）
- ▷イソプロピルアミン（沸点32°C、引火点-37°C）

② 第1石油類

アセトン、ガソリンのほか1気圧のもと、20°Cから40°Cで液状であり、引火点21°C未満のもので、第3ブチルアルコールは準危であったが改正後は第1石油類となる。

③ 第2石油類

灯油、軽油のほか1気圧のもと、20°Cから40°Cで液状であり、引火点が21°C以上70°C未満のもので、マイナス原油、シクロヘサノールが準危から第2石油類となる。

④ 第3石油類

重油、クレオソート油のほか、1気圧のもと20°Cで液状であり、引火点が70°C以上200°C未満のものをいう。

⑤ 第4石油類

ギャー油、シリンダー油のほか、1気圧のもと、20°Cで液状であり、引火点200°C以上のものをいう。

各種オイル、熱処理油類で引火点が200°C前後のものが多数あげられるが、礦油物の性質からみて、各種物性数値には相当の中があるので第3石油と第4石油類の判

別に当っては慎重を期したい。

参考までに、日本工業規格によって引火点200°C以上の油類をあげると次のとおりである。

- ▷ 熱処理油 2種 (引火点200°C以上)
- ▷ // 3種 (// 230°C //)
- ▷ 船用内燃機関潤滑油 1種 3号、4号、5号 (// 200°C //)
- ▷ // 2種 3号、4号、5号 (// 200°C //)
- ▷ // 3種 3号、4号、5号 (// 200°C //)
- ▷ // 4種 3号、4号、5号 (// 200°C //)
- ▷ 陸用内燃機関潤滑油 1種 5号 (// 200°C //)
- ▷ // 2種 5号 (// 200°C //)
- ▷ // 3種 5号 (// 200°C //)
- ▷ シリーダー油 1号 (// 200°C //)
- ▷ // 2号 (// 250°C //)
- ▷ // 3号 (// 300°C //)
- ▷ 航空ピストン発動機潤滑油 (// 215°C //)
- ▷ ギャー油 6号、7号、8号 (// 200°C //)

5. 危険物施設の位置、構造基準の整備

今回とりあげられた主な点は、移動タンク貯蔵所、屋内貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、販売取扱所で、位置構造基準で一部強化されたものと、一部緩和された部分がある。

① 移動タンク貯蔵所

- イ. 容量制限が10,000立から20,000立に、間仕切が2,000立から4,000立に引き上げられた。
- ロ. 鎖等による接地装置が、接地導線を設けるようになった。
- ハ. タンクを保護するため側面板、防護柵を設けることになった。

② 屋内貯蔵所

- イ. 指定数量の20倍以下の第4石油類又は動植物油その他一部のものは保安距離が不要となった。
- ロ. 指定数量の20倍以下の屋内貯蔵所でも保安距離が

省略されることがある。

③ 屋内タンク貯蔵所

- イ. 容量制限が指定数量の10倍から40倍 (第4石油類動植物油類以外の危険物は20,000立まで) に引き上げられた。
- ロ. タンク専用室はタンクより流出した危険物が室外に流出しないような構造とすること。
- ハ. タンク注入口付近にはタンクの計量覚知装置を設けること。

④ 販売取扱所

- イ. 販売取扱所が第一種販売取扱所と第二種販売取扱所に分類された。
- ロ. 第一種販売取扱所とは指定数量の5倍以下で従前と同じである。
- ハ. 第二種販売取扱所は5倍をこえ15倍以下のものである。
- ニ. 配合室が6平方メートル以上10平方メートルと制限された。

6. その他

その他貯蔵取扱いの方法、運搬移送の方法等も一部改正されたがその主な点をあげると次のようである。

① 運搬、移送時の標識が、タンクローリーでは40センチメートル平方、トラックでは30センチメートル平方の板に「危」と反射文字で書いたものを掲げ、「危険物」の旗は不要となった。

② 引火点40°C未満の危険物をタンクローリーから他のタンクに注入するときは、タンクローリーの原動機を停止させること。

7. 各種手数料

許可申請、完成検査、受験料等の手数料が全部2倍に値上げされた。

<お知らせ>

改正消防法は7月上旬出来上る予定です。

ヤマトの消火器をお備え下さい。

アフターサービスは完璧!
きっと皆様のお役にたちます。

ヤマト消火器

本社 大阪市東成区深江北1-7-11



改正法令適用期日一覧表

(消防法関係)

条 項	改 正 点	改 正 の 内 容	適用期日
第11条第3号	仮使用	変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部の仮使用	46. 6. 1
第13条第1項、第2項	保安監督者の選任	甲種又は乙種危険物取扱者のうちから危険物の保安の監督をする者を定め、届け出なければならない	46. 6. 1
第13条の5	取扱者の講習	危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、講習を受けなければならない	46. 6. 1
第16条の2第1項	取扱者の乗車義務	移動タンク貯蔵所により危険物を移送するときは、危険物取扱者を乗車させなければならない	47.10. 1
第16条の2第3項	免状携帯義務	危険物の移送をする移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者は、免状を携帯していなければならない	47.10. 1
第16条の3	手数料	設置許可申請等の手数料、講習の手数料等が加わる	46.10. 1
		仮使用の承認手数料	46. 6. 1
第16条の4第2項	移動タンク貯蔵所の停止命令と免状の提示命令	走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、乗車している危険物取扱者に対して、免状の提示を求めることができる	47.10. 1
別 表	品名、数量	品名、数量の整備	47. 1. 1

(政令関係)

条 項	改 正 点	改 正 の 内 容	適用期日
第3条第2号	販売取扱所の区分	第1種販売取扱所～指定数量の5倍以下の危険物を取り扱うもの 第2種販売取扱所～指定数量の5倍をこえ15倍以下の危険物を取り扱うもの	46. 6. 1
第8条の2	タンクの水張圧検査	タンク部分の水張検査又は水圧検査は、市町村長等以外の他の行政機関も行なうことができる	46.10. 1
第10条	屋内貯蔵所の基準	屋内貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準	46. 6. 1
第12条第1項、第2項	屋内タンク貯蔵所の基準	屋内タンク貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準	46.10. 1
第15条第1項、第2項	移動タンク貯蔵所の基準	移動タンク貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準	46.10. 1
第18条第1項、第2項	販売取扱所の基準	第1種販売取扱所、第2種販売取扱所の位置、構造、設備の技術上の基準	46. 6. 1
第20条第2号	消火設備の基準	第2種販売取扱所が加えられた	46. 6. 1
第26条第1項第8号、第9号、第10号	貯蔵の基準	移動タンク貯蔵所には、完成検査済証を備えること。アルキルアルミ等の移動タンク貯蔵所の必要な措置	46.10. 1
第27条第6項第3号	取扱の基準	移動タンク貯蔵所における取扱基準	46.10. 1
第30条の2	移送の基準	移動タンク貯蔵所による危険物の移送基準	47.10. 1
第38条の2	自衛消防組織	指定施設における化学消防車と人員の引上げ	46. 6. 1
第40条	手数料	手数料の額を2倍に上げた	46.10. 1

(規則関係)

条 項	改 正 点	改 正 の 内 容	適用期日
第2条第1項第3号	タンクの内容積	容易に内容積を計算し難いタンクの計算方法	46. 6. 1

条 項	改 正 点	改 正 の 内 容	適用期日
第 6 条 第 2 項	完成検査証の交付	完成検査済証の様式	46. 10. 1
第17条第 1 項、第 2 項	標 識	平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の標識	46. 10. 1
		販売取扱所の標識	46. 6. 1
		移動タンク貯蔵所の標識	47. 1. 1
第18条第 1 項	掲示板	平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の掲示板	46. 10. 1
		販売取扱所の掲示板	46. 6. 1
第19条第 2 項	安全装置	移動タンク貯蔵所の安全装置	46. 10. 1
第20条第 2 項	通気管	平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の通気管	46. 10. 1
第24条の 2	防波板	移動タンク貯蔵所の防波板	46. 10. 1
第24条の 3	防護枠等	移動タンク貯蔵所の側面枠及び防護枠	46. 10. 1
第24条の 4	閉鎖装置のレバー	移動タンク貯蔵所の手動閉鎖装置のレバー	46. 10. 1
第31条	消火設備の能力単位	第 5 種の消火設備の能力単位の数値は、消火器の技術上の規格を定める省令によるほか、別表第 2 のとおりとする	46. 6. 1
第33条第 1 項、第 2 項	消火設備	著しく消火困難な製造所等及びその消火設備中、平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所等について改められた	46. 10. 1
第34条第 1 項、第 2 項	消火設備	消火困難な製造所等及びその消火設備中、第 2 種販売取扱所及び屋内貯蔵所について改められた	46. 6. 1
第35条	消火設備	その他の製造所等の消火設備中、移動タンク貯蔵所の消火設備が具体的に定められた	46. 10. 1
第39条の 2	容器及び収納	別表 3 が一部改められた	46. 10. 1
第40条の 2	用 具	アルキルアルミ等の移送時に必要な用具	46. 10. 1
第40条の 5	災害防止措置	静電気等による災害を防止するための措置	46. 10. 1
第47条	標 識	一般車両において危険物を運搬する場合に掲げる標識	47. 10. 1
第47条の 2	運転要員	長距離移送時の運転要員の確保	47. 10. 1
第47条の 3	移送経路等の書面	アルキルアルミ等の移送にあたっては、必要事項を記入した書面を消防機関に送付しなければならない	47. 10. 1
第53条の 2	受験資格	甲種及び乙種危険物取扱者試験に要する実務経験は、製造所等における実務経験に限られる	47. 10. 1
第64条	自衛消防組織	自衛消防組織の編成の特例	47. 1. 1
第65条	化学消防自動車	化学消防自動車の消火能力及び設備の基準	47. 1. 1
別記様式第 2 のへ	設備明細書	移動タンク貯蔵所構造設備明細書	46. 10. 1
// 第 2 のり	//	販売取扱所構造設備明細書	46. 6. 1
// 第 5	タンク検査申請書	タンク部分の水張、水圧検査申請書	46. 10. 1
// 第 5 の 2	完成検査済証	移動タンク貯蔵所以外の製造所等の完成検査済証	46. 10. 1
// 第 5 の 3	//	移動タンク貯蔵所の完成検査済証	46. 10. 1
// 第 5 の 4	タンク検査済証	Ⓐ 用紙 Ⓑ 金属板	46. 10. 1
// 第 7 の 2	移送に関する書面	移送の経路等に関する書面	47. 10. 1
// 第 8、第 9	保安監督者届出書	危険物取扱者選解任届出書	46. 6. 1

製造所等の消火設備の資料(4月号より続く)

6. 泡消火設備

6. 泡消火設備は、次の(1)から(6)までに定めるところにより設けること。

(1) 固定泡放出口方式の泡放出口、補助泡消火栓及び連結送液口は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア、設置個数

(ア) 泡放出口は、次表に掲げるタンクの直径及び泡放出口の種別に応じた数以上の数を、タンク側板に取付け間隔が均等になるよう設けること。

(イ) 補助泡消火栓は、防油堤外の消火上有効な位置であって、かつ、歩行距離75m以下ごとに1を設けること。

(ウ) 連結送液口の数は、次の算式により計算して得た数以上の数を、防油堤外の消火上有効な位置に設けること。

$$N = \frac{A Q}{C T}$$

この式においてN、Q、C及びTは、それぞれ次の数値とすること。

N：連結送液口の設置数

A：タンクの液表面積(単位㎡)

Q：タンクの単位液表面積に放射すべき泡水溶液量(単位 l/㎡)

C：連結送液口1口の標準送液量(800 l/min)

T：放射時間(単位 min)

この場合、Q及びTは(ア)の表の当該数値とする。

イ、泡水溶液量及び性能

(ア) 泡放出口は、次のa及びbによること。

a、泡水溶液の量は、次表の危険物の種類及び泡放出口の種別に応じて定められている泡水溶液量にタンクが収容している危険物の液表面積(浮屋根タンクでタンク側板と堰板によって形成される環状部分に泡を放射することができるものにあつては、当該環状部分の面積をもって液表面積とする。)を乗じた量以上の量とすること。

b、性能は、aにより算出された量を次表に掲げる危険物の種類及び泡放出口の種別に応じて定められている放射時間内に放射できるものであること。

(次号へ続く)

タンクの直径		泡放出口の種別		泡放出口の数			
				I 型・II 型		特 型	
13 m 未 満				1	個	2	個
13 m 以 上	19 m 未 満			1	〃	3	〃
19 〃	24 〃			1	〃	4	〃
24 〃	35 〃			2	〃	5	〃
35 〃	42 〃			3	〃	6	〃
42 〃	46 〃			4	〃	7	〃
46 〃	53 〃			6	〃	8	〃
53 〃	60 〃			8	〃	10	〃
60 〃	67 〃			10	〃	10	〃
67 〃	73 〃			12	〃	12	〃
73 〃	79 〃			14	〃	12	〃
79 〃	85 〃			16	〃	14	〃
85 〃	90 〃			18	〃	14	〃
90 〃	95 〃			20	〃	16	〃
95 〃	99 〃			22	〃	16	〃
99 〃	103 〃			24	〃	18	〃

備 考：

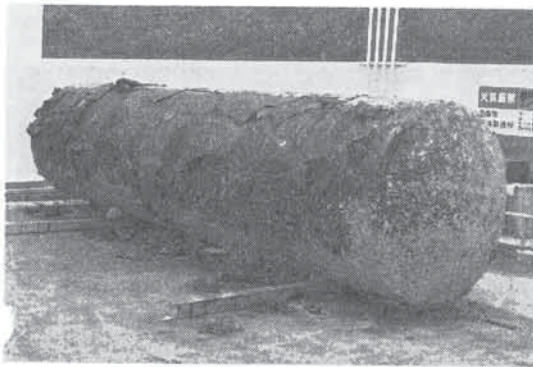
1. I型とは、放出された泡が液面下に没入又は液面を攪拌しないで展開するような極階段等の設備のある泡放出口をいう。(以下、同じ。)
2. II型とは、放出された泡がタンク側板内面に沿って流下し、液面に展開するように泡の反射板を泡放出口に取り付けた泡放出口をいう。(以下、同じ。)
3. 特型とは、浮屋根タンクの浮屋根に高さ0.9m以上の堰板をタンク側板より1.2m以上隔った所に設け、側板と堰板によって形成される環状部分に泡を放出することができるような構造をもった泡放出口をいう。(以下、同じ。)

設置6ヶ月の地下タンク 亀裂、ガソリン流出

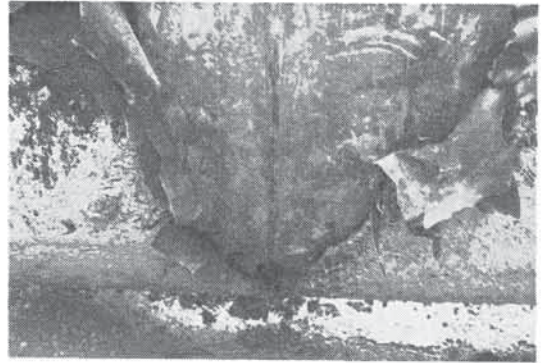
5月24日頃、京都府八木町、国道9号線添いの給油所で、地下タンク貯蔵のガソリン約7,000ℓが、流出し、大騒ぎとなったが、幸い附近は田畠であったため、二次災害や公害も起らずにすんだ。

同給油所は昨年9月に大阪の鉄工所で水圧検査に合格した10,000ℓ地下タンク3基を設置し、12月に完成したもので、営業してから半年も経っていない。3基うちの1基が事故を起したもので、5月22日(土)9,600ℓのガソリンを注入した。翌23日は異常なく、24日(月)の朝検尺の結果7,000ℓのガソリンが減っているのが発見された。当初新しいタンクが漏れるとは思ってもよらず又、検知管の検査結果も異常なく、抜取事故と推定されたが、念の為水5,000ℓを注入してテストしたところ、45分で約1,000ℓの水が漏洩するのを認め、タンク事故であることがほぼ確認された。

5月28日、タンクを検査するため掘り起したところ円筒ヨコ置きタンク(長さ6,100×径1,440)の中央部熔接部分が600mmにわたり亀裂しているのを発見し、関係者一同ア



<掘り起した地下タンク>



<亀裂したタンク熔接部分>

然とした。同場所は田地、川敷を約2m埋立てたところであるが、基礎はベタコンクリート打ちに枕基礎3ヶ所を設け、タンクを埋設していたが、全般的な地盤沈下は多少あったものと思われるが、基礎の不同沈下はなく、地下タンクに対する異常な外圧も考えられず、常識を破った熔接面の亀裂は、熔接技術の未熟さが、今回の地下タンク亀裂事故の最大要因と推定される。

川口一面重油

4KM上流より流出

6月1日早朝、泉佐野市佐野川下流水域に上流より流れきたとみられる大量の重油が発見された。

同市消防署ではオイルフェンスを張り、沈降剤を散布して夕方までかかってようやく処理した。

一方同署、同市役所、泉佐野警察が共同で流出源を求めて探したが、4km上流附近まで川岸に重油流出のこん跡があり、某工場排水口附近より上流は流れた跡が無く、同工場の重油タンクを調べたがこれも故障なく、不法投棄か誤って流したか調査している。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付

家庭用万能消火器ピーナス

信頼のマーク



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

大阪市消防局長に 氏原岩雄氏

警防部長に竹内氏、指導課長に米谷氏

大阪市消防局では畑中局長勇退に伴い幹部級の異動を次のとおり発令した。

- ▷局長 氏原 岩雄(警防部長)
- ▷警防部長 竹内 敏一(指導課長)
- ▷総務課長 田中 茂(万国博覧会協力部企画課長)
- ▷予防課長 恩田一則(西署長)▷警備課長 中田 伝(阿倍野署長)▷北署長 辰巳卯三郎(南署長)▷東署長 手塚重信(天王寺署長)▷西署長 喜岡政義(港署長)▷南署長 本田武義(都島署長)▷東淀川署長 堀田忠男(総務部主幹)▷住吉署長 中尾清一(総務部主幹)▷東住吉署長 藤田浅太郎(東成署長)▷西成署長 荒木昭三(警備課長)▷消防学校長 矢ヶ部俊高(機械課主査)▷総務部主幹 中尾 浩(庶務係長)▷指導課長 米谷重雄(予防課長)▷警備計画課長 杉村喜久男(此花署長心得)▷都島署長 高橋幹一(厚生係長)▷福島署長 高杉宇三郎(福島署長心得)▷大正署長 木田清二郎(大正署長心得)▷天王寺署長 中須賀一成(調査係長)▷東成署長 仲野広治(住吉署長)▷旭署長 黒田義信(消防学校長)▷阿倍野署長 中谷秀雄(旭署長)▷此花署長心得 佐藤利生(港副署長)▷港署長心得 吉川幸一郎(警備計画係長)

全国危険物安全協会連合会総会

日時 6月12日午前11時半より

場所 東京都全国町村会館会議室

会長の挨拶あって議事に入る。

- (1) 昭和45年度歳入歳出及事業報告には、満場一致承認された。
- (2) 同46年度予算並びに事業計画を提案説明、何れも承



認可決された。終って来賓の消防庁予防課長、長瀬氏の当会に対する激励の辞をもって閉会、引き続き会員懇親会に入りなどやかな懇談の中に時間は進み、午後3時盛会のうちに終了散会。

河内長野市防火協会危険物主任者部会

同市危険物取扱主任者部会では、昭和46年度総会を5月26日午後2時より市民会館において、会員約50名が出席し、盛大に催された。

昭和45年度 事業報告 昭和45年度 収支決算報告
昭和46年度 事業計画(案) 昭和46年度 収支予算(案)
等万場一致で可決された。役員改選が行なわれたが、麻部会長以下全員留任と決定。



あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
 泡・ガス・エアーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株) } 代理店

株式会社
三和商会
 TEL 06 (443) 2456